

新年を迎えて

独立行政法人農業技術研究機構中央農業総合研究センター

ふじ 藤 一 郎
 さわ 泽 一 郎

平成15年の新年を迎え、読者の皆様に新年のお慶びを申し上げます。

昨年は無登録農薬の問題で、病害虫に関わる行政部局や試験研究機関の関係者にとって多忙な年であったと思います。この事件は、輸入野菜の農薬汚染問題で、社会が鋭敏になっただけに、農産物に対する安全性志向に逆行する視点から大きな問題になった。自身もミニ菜園を楽しむことから、病害虫の被害が少なく、品質がよい農産物を生産しようとの思いで、登録が失効していると知りつつも、防除効果が高く、安価な農薬に手が出てしまったと理解している。我が国のように、狭い国土を効果的に利用して、生産性を高めるためには、外国に比べてより多くの農薬を使用する傾向があって、日本の農業が農薬に強く依存していることは事実であり、近年のように農家の大規模化や専業化が進む中で、経済性を追求した違法行為が発生した。今回の事態を受けて、農薬取締法の一部が改正された。その中で、「使用者の責任」が強くうたわれており、登録を受けている農薬以外の農薬を、病害虫の防除に使用することを禁じ、登録農薬の種類ごとに、その使用時期や方法についても使用者が守るべき基準が定められ、これらの法律違反への罰則が強化されている。ここで問題となるのが、山菜など地域特産物や花き類を含めたマイナー作物では、登録農薬が少ないか作目によっては全くないことがある。これらに対する農薬の登録整備が進められると思うが、花き類では同じ品種でも、花の色により農薬に対する感受性が異なることがあり、整備作業の困難さを感じている。今回の騒動を契機に、法を守った農薬については、安全・安心であるという認識が消費者などに一層浸透することを願っている。

農産物に対する安全性志向に関わるもう一つの問題は、穀物におけるカビ毒（マイコトキシン）汚染である。コムギ赤かび病によるカビ毒は、フザリウム菌の有毒代謝物で、穀物粒中では比較的表面付近に分布していることから、実際に人間が摂取する量は相当減少すると思われるが、摂取量によっては、下痢、頭痛などの症状を伴う中毒症（急性毒性）を引き起こす。昨年5月、コムギに含有するカビ毒の一つデオキシニバレノール

(DON) については、暫定的な基準値として 1,100 ppb が定められた。また、10月には農産物規格規定の一部が改正され、国内産のコムギ、オオムギ、ハダカムギの被害粒のうち、赤かび粒の混入限度の規定が変わった。従来であれば一等および二等のものには、被害粒のうち赤かび粒が 1% を超えて混入してはならないとしていたが、改正後は 0.05% を超えてはならないとしている。このことは、1万粒中で 5 粒以上の赤かび粒の混入は許されないとということであり、例えていえば、両手でくつったコムギ粒の中に 5 粒以上含まれていけないということで、生産現場にとっては、前述のカビ毒 DON の基準値よりさらに厳しい規定となった。今日作付されている品種のほとんどが、赤かび病抵抗性中～弱の品種であることから、効果的防除技術の開発が緊急に必要で、2003（平成15）年度から食品安全性プロジェクトをスタートさせ、病原菌や微量のマイコトキシンなどの分析・検出技術の高度化・迅速化、汚染物質のモニタリング手法の確立などリスク評価を支援する研究開発や、リスク低減のための品種、栽培・防除、殺菌・除去・流通加工技術の開発などカビ毒汚染制御のための研究開発を体系的に実施することにしている。

環境保全型農業が求められて久しく、今日では、クリスマスや住宅の販売でも「環境保全型」のキーワードが使われて、国民にとって風景同様のイメージになった感がある。農業においても然りで、多くの生産者は環境保全型農業の定義を受けて、化学肥料や農薬の使用などを軽減した農産物作りに取り組んでいることから、環境保全型農業の新展開が求められる昨今である。環境保全型農業には生物多様性の保全が含まれ、その技術は一様ではない。地域ごとに異なる生物群集の構造、動態と機能などの解明を進めることができ、それらの機能を活用した病害虫防除技術の開発につながり、ひいては多様な環境保全型農業の展開となる。総合科学技術会議は、地域における科学振興とそのための産学官の連携を強く求めており、地域ごとに産学官の病害虫共同研究が進められる中で、相互に知恵を出し合い、環境保全型農業の新展開の中核となる病害虫防除技術の開発を期待したい。